

山梨労発基 0312 第1号の2
令和7年3月12日

関係団体の長 殿

山梨労働局長
(公印省略)

令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

平素から、労働行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年の全国の職場における熱中症の発生状況(令和7年1月7日現在の速報値。別紙参照)を見ると、死亡を含む休業4日以上之死傷者数は1,195人(うち死亡者は30人)となっており、令和5年の発生状況(確定値)と比較すると、死亡者数は同数、死傷者数は8.0%増加し、令和5年に引き続き死傷者数が1,100人を超える結果となりました。

業種別の死傷者数は、製造業227人、建設業216人となっており、全体の約4割がこれら2業種で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業及び運送業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認できなかったほか、糖尿病、高血圧症など熱中症の発生に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例等も見られています。

一方、山梨県内における令和6年の熱中症の発生状況(速報値)は、死亡災害は発生しなかったものの、被災者数は60人で、令和5年の発生状況(確定値)と比較すると6人少ないものの、過去2番目に多くなっています。また、業種別に見ると、建設業17人、警備業10人、製造業7人、接客娯楽業7人などとなっており、これら4業種で全体の3分の2を占めています。

これらの状況から、厚生労働省及び山梨労働局では令和7年におきましても、別添の「令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱」に基づき、4月を準備期間、5月～9月を本期間、7月を重点取組期間としてキャンペーンを展開いたします。

つきましては、貴団体におかれましても、キャンペーンの趣旨を御理解いただき、会員事業場に対し、周知していただくとともに、各事業場において確実な取組が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、厚生労働省では、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイト「学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報」(<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>)を引き続き運営する予定としておりますので併せて御活用ください。